

資料 6

2023年度（令和5年度）からの 長野県における発達障がい児・者への支援強化について

1 発達障がい者支援センターを「発達障がい情報・支援センター」に改組し機能を強化

- 「長野県発達障がい者支援センター」（現在「精神保健福祉センター」内に設置）を委託し、新たな機能の付加・従来機能の充実により、「発達障がい情報・支援センター」に改組し抜本的に機能を強化

2 県内各圏域支援者の支援技術の向上

- 各圏域で支援者支援を担う「発達障がいサポート・マネージャー」を新センターの職員に位置付け、医学的エビデンスに基づく支援技術の向上により、各圏域の支援者への支援を強化

3 関係機関との新たな連携体制の構築

- 各圏域におけるサポート・マネージャーと発達障がい「専門医・診療医」との連携促進や教育分野（信州大学教育学部）との新たな連携を促進

【現在の発達障がい児・者への診療・支援体制】

- 「発達障がい者支援センター」 (県内の中核支援機関 (精神保健福祉センター内に設置))
- 「発達障がいサポート・マネージャー」 (各圏域の支援者支援機関 (者))
- 「発達障がい支援対策協議会」 (各分野の支援策を検討する関係者協議の場) が相互に連携し支援を展開
- 診療体制整備 (H30~R4) は、協議会の中で他の支援活動と連携しつつ、専門医・診療医を養成



【新たな「発達障がい者支援センター」と機能強化のイメージ】

- センター、協議会、サポート・マネージャー（※センターサテライト（圏域拠点）に位置付け）を集約し、**県の支援体制の明確化と支援の一体化を実現**
 - エビデンスに基づく**支援プログラムの開発と支援技術の向上**。医療・支援機関向け**情報発信**など新たな機能を付加
 - 診療人材の育成継続と合わせ、**各圏域で専門医・診療医とサポマネ・支援機関が連携した支援を実現**
- 👉医療・福祉・教育が融合し、独自情報（プログラム）も発信できる**全国初の「発達障がい情報・支援センター」**へ

